

令和2年度  
(2020年度)

## 上下水道経営部の取り組み

### <部の方針・考え方>

- ①水道・下水道事業を安定して持続的に取り組んでいくための経営基盤の強化
- ②公営企業として独立採算の原則を念頭においた迅速かつ戦略的な経営の推進
- ③市民にとって安全・安心で快適な暮らしにつながる上下水道局の事業運営
- ④人権尊重を含めたコンプライアンスの徹底

### <部の構成>

経営総務課  
経営財務課  
営業料金課  
上水道管理課  
下水道管理課

### <主な担当事務>

- (1)上下水道局の事務事業の見直しの総括に関すること。
- (2)上下水道局の文書及び法規に関すること。
- (3)上下水道局の職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (4)上下水道局の予算その他財政に関すること。
- (5)上下水道局の契約に関すること。
- (6)水道料金、下水道使用料、公設浄化槽使用料及び下水道事業受益者負担金の賦課・徴収に関すること。
- (7)給水及び排水の管理に関すること。
- (8)上下水道局の事務の総括に関すること。

### 具体的な取り組み：新たな水道料金等制度の施行に向けた取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、その支援策として新たな水道料金等制度の実施時期を当初の令和2年10月1日から令和3年4月1日へ延期します。また、円滑な施行に向けて、口径別料金制度の導入や基本水量の廃止など新制度の内容について、案内ちらしを全戸配付するとともに、基本料金が増額となる大口径のお客さまには、個別に丁寧な説明を行っていきます。

さらに、地下水利用者等を対象にした大口需要者割引制度案を構築し、新たな水道料金等制度との同時施行に向けて取り組みます。

### 具体的な取り組み：水道料金の基本料金減免等

新型コロナウイルス感染症対策として掲げられた新しい生活様式の定着とその一環である手洗いの励行をすすめる観点から、市独自の支援策として全ての給水契約者を対象に水道料金の基本料金2か月分を減免します。また、水道料金等のお支払いが一時的に納付できなくなった使用者には納期限の延長など相談に応じます。

### 具体的な取り組み：適正な予算編成と執行管理

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金、下水道使用料ともに、減収が予想されます。そのような状況下においても、将来にわたって安定的に水道・下水道サービスを提供できるよう、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図る必要があります。このことから、上下水道局が一体となり、適正かつ機動的な事業執行により財源の確保を行うとともに、新しい生活様式による影響を考慮した予算編成を行います。

### 具体的な取り組み：上下水道における債権の徴収強化

水道料金及び下水道使用料等の収入未済額の圧縮を図るために、適正かつ効率的に債権の管理・回収を行うとともに、滞納状況に応じて、料金の徴収サイクル（督促・催告・訪問徴収・給水停止予告・給水停止）にあわせ、債権回収課所属の弁護士と連携し、滞納処分等の法的措置を効果的に実施することにより徴収強化に取り組みます。納付困難な事情がある場合は、分割納付等の相談に応じ、債権の早期回収に努めます。

また、公平、公正な債権管理・回収に向けた職場研修を実施し人材育成に取り組みます。

### 具体的な取り組み：スマートフォン決済の拡充

収納チャンネル拡大に向けて、令和元年10月からスマートフォンによる決済（スマホ決済）として、「PayB（ペイビー）」を導入しており、令和2年度は、他のスマホ決済の拡充を検討し、さらなるお客さまの利便性向上、期限内納付の促進に取り組みます。

### 具体的な取り組み：水洗化の促進

水洗化（改造）義務期限の3年を超過した下水道未水洗家屋（約4,200戸）の所有者に対して、平成30年度より5ヵ年計画で水洗化工事を実施されるよう指導勧告を進めています。具体的には、戸別訪問による実態調査のうえ水洗化に係わる指導、2度にわたる勧告文書を送付するとともに、前年度までに実態調査済の対象者へも指導効果を継続させるため、年間2度の勧告文書を改めて送付します。なお、勧告文書については、法及び条例による罰則規定を明示するなど、未水洗家屋の所有者に対して強く水洗化を求める内容としています。また、供用開始後3年以内の未水洗家屋所有者に対しては、補助・融資あっせん制度を説明した文書の送付など、義務期限内の水洗化に向けて積極的に取り組みを進めます。

### 具体的な取り組み：下水道管路の適切な維持管理と計画的な更新に向けた点検・調査

下水道管路の適切な維持管理と更新を計画的、効率的に進めていくため、リスク評価の高順位箇所から順次、目視による点検及び管内カメラによる調査を実施します。令和2年度は楠葉・香里地区において面的に点検するとともに、市内全域においては、不具合が発見されやすい30年以上経過した管径600mm以上の污水管から調査を実施します。

### 具体的な取り組み：下水道マンホール蓋の有効活用

上下水道局が所有する下水道マンホールに、広告付きマンホール蓋を設置する施策を新たに導入し、今後、新たな設置箇所を検討の上、引き続き募集を行っていきます。また、経年劣化などの理由で取り換えたマンホール蓋は、売却処分していますが、近年のマンホール人気を活かし、使用できなくなったマンホール蓋を販売することについて検討していきます。これらの取り組みにより、下水道事業のPRと広告収入及び販売収入による新たな財源の確保を図ります。

### 具体的な取り組み：検針票の有効活用

水道メーター検針時に発行する「ご使用水量等のお知らせ」に有料広告を掲載し、水道・下水道事業のPRと広告収入による新たな財源の確保を図ります。

### 具体的な取り組み：遊休施設や既存施設の有効活用

新たな財源の確保に向けて水道施設・下水道施設の未利用地等について「枚方市市有資産民間提案制度」に基づき、民間事業者等に広く情報提供を行い、遊休施設や既存施設の有効活用に取り組んでいきます。

### 具体的な取り組み：人材育成

水道・下水道事業が、お客さまの信頼の上に成り立っており、24時間365日公務員であることを全職員が認識し、服務規律の確保を徹底していくため、人権尊重を含めたコンプライアンスの浸透・定着に向けた取り組みを継続的に行っていきます。

また、水道・下水道事業ともに、高度な専門技術の習得が必要なため、外部研修への参加を促進するとともに、必要な技術が継承されるよう職場内研修の推進を図ります。また、人材育成に必要な研修は、各職場だけでなく上下水道局全体においても積極的に実施します。

### 具体的な取り組み：広報・情報発信

水道・下水道の取り組みをPRするため、情報誌「Water通信」の発行、ホームページやSNSの活用のほか、出前講座など様々な機会を通じて広く情報発信していきます。なお、出前講座は新型コロナウイルス感染症の影響により現在中止していますが、今後再開するにあたっては、感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策のうえ、実施します。

また、水まわりに関して役に立つ保存版の情報冊子「水道・下水道ガイド」をリニューアルし配付するなど、上下水道局の取り組みをわかりやすく伝えていきます。